

ケアプランゆうこう居宅介護支援事業所運営規程

第1条（事業の目的）

この規程は、医療法人 友康会（以下「事業者」という。）が開設するケアプランゆうこう居宅介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業の事業（以下「事業」。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

第2条（事業所の運営の方針）

- 1) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2) 事業所の介護支援専門員は要介護者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じて自立した日常生活を営む事が出来るよう援助を行う。
- 3) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、ほかの居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者と密接な連携に努める。

第3条（事業所の名称）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1) 名 称 ケアプランゆうこう
- 2) 所在地 千葉県市川市日之出 17-9 アルテ 101

第4条（職員の職種、人員及び職務の内容）

事業所に勤務する職員の職種、人員及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 1) 管理者 1名
管理者は事業所の従業員の管理及び事業の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護支援事業の提供に当たるものとする。
- 2) 介護支援専門員 1名以上。
介護支援専門員は指定居宅介護支援の提供に当たる。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし国民の休日及び12月30日から1月3日（年末年始）、
3月1日（開院記念日）を除く。
- 2) 営業時間 午前8時45分から午後5時までとする。

第6条（事業の提供方法、内容及び利用料等）

- 1) 事業の提供方法、内容は次のとおりとし、居宅介護支援事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
 - ① 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内（必要に応じ居宅訪問を実施）
 - ② 使用する課題分析票の種類 MDS-HC2・0、または独自の方式等
 - ③ サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内（必要に応じ居宅や他の事業所または医療機関等を利用する）
 - ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 少なくとも月1回以上
 - ⑤ モニタリングの結果記録 月1回
- 2) 第7条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費はその実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収する。
 - ① 浦安市、国道14号線より外側 500円

第7条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、市川市南部地域（行徳地域）とするが、ただし状況により実施地域を超えて指定居宅介護支援を行うことも可能とする。

第8条（事故発生時の対応）

介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

第9条（個人情報の保護）

- 1) 事業者は、利用者及び家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2) 事業所が得た利用者及び家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了承を得るものとする。

第10条（その他運営についての留意事項）

- 1) 事業者は、介護支援専門員等の質の向上を図る為の機会を確保する。また、業務体制を整備する。
- 2) 従事者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を確保する。
- 3) 従業者であった者に、事業上知り得た利用者及びその家族の秘密を確保させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4) この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は開設法人の代表者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
 この規程は、平成25年7月1日から施行する。
 この規定は、令和01年9月1日から施行する。